

保護者様

医療的ケアを実施するにあたっての確認事項

保育園では、医師が必要と認め、医師による指示・指導の範囲内で医療的ケアを行います。実施する医療的ケアは、児童の安全性を確保するため、施設側が医療的ケアの内容や程度についてあらかじめ対応可能な範囲を定めています。そのため医療的ケアの範囲や実施する時間、実施箇所は限定した内容となっており、以下の医療的ケアの内容を中心として実施します。

ア. 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）

イ. 吸引（口腔、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）

ウ. 酸素療法（酸素カニューレ、酸素マスク）

エ. 導尿

オ. インスリン注射

カ. その他市長が実施を認めた医療的ケア等

医療的ケアは、施設に配置された看護師が主治医の指導を受け、実施します。保育士等の職員も保育中の児童の見守りや保育を看護師と協力しながら進めていきます。

医療的ケアの実施は、児童の健康管理にとって極めて大切なものであるため、保護者の皆様にも下記の事項をご確認いただいた上で、ご協力をお願いいたします。

1. 医療的ケアは、看護師または、研修を受けた保育士が行います。
2. 医療的ケアの実施には主治医の意見書及び指示書が必要です。
3. 医療的ケアを実施できるのは、平日（月～金）の8時30分～17時までです。
4. 医療的ケアを行う看護師が不在の場合は、ご家庭での保育をしていただくようご協力お願いいたします。
5. 保育園登園の際は、児童の体調を保育士へご報告をお願いします。
6. 体調が悪いと判断されたときは無理をせず、保育園をお休みしてください。その際はご連絡ください。
7. 緊急時を含め、施設からご連絡をする場合があるため、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
8. 医療的ケアの実施に伴う緊急時の対応について、主治医への協力依頼など連携を図ってください。
9. 感染症等の流行があった際にはお知らせいたしますので、主治医への相談など必要な対応をとってください。
10. 医療的ケアに必要な医療機器や消耗品は、ご家庭でご用意の上ご持参ください。お子様に使用した医療行為にて使用した消耗品は、ご家庭で廃棄していただきます。
11. 医療機器の定期的なメンテナンス等は保育園ではできませんので、ご家庭にお持ち帰りくださ

い。

12. 必要に応じて、指示書の内容や病状について主治医に確認させていただく場合があります。

13. 年度途中で、医療的ケアの実施内容等に変更がある場合は、速やかに主治医意見書及び指示書を再提出してください。

14. 医療的ケア内容に変更がない場合においても、年1回（2月中）は、医療的ケア指示書と医療的ケア主治医意見書を保育園へご提出ください。

子ども・健康部保育課